

廃 第 3 7 3 号
平成 2 8 年 5 月 2 4 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1(1)被処分者

住 所 千葉県市川市稲荷木二丁目16番21号
名 称 有限会社M南工業
代 表 者 代表取締役 眞榮城 玄盛

(2)許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業許可
許可の番号 第01200134396号
許可年月日 平成24年7月19日

(3)処分年月日 平成28年5月24日

(4)行政処分の内容 許可の取消し

(5)行政処分の理由

有限会社M南工業は、平成28年5月10日に東京都知事から法第14条の3の2第1項第1号の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた。

この事実により同社は、法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号二)に該当した。

2(1)被処分者

住 所 千葉県白井市根字丸山255番地3
名 称 有限会社藤吉ホーム
代 表 者 取締役 佐藤 吉美

(2)許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業許可
許可の番号 第01200160601号
許可年月日 平成23年6月16日

(3)処分年月日 平成28年5月24日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

有限会社藤吉ホームは、同社の役員が、平成26年11月20日に千葉地方裁判所松戸支部において道路交通法違反により懲役7月執行猶予2年の判決の言渡しを受け同年12月5日に刑が確定した。

この事実により、同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号ニ(法人でその役員のうちに同号イ(法第7条第5項第4号ロに該当する者)に該当する者のあるもの)に該当した。

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 木内

TEL 043 - 223 - 2683